

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	3141002	処分名	利用許可の取消し等			
区分	不利益処分・条例	処分権者	指定管理者			
担当部署	部 文化スポーツ部	課 文化振興課				
根拠規定	鈴鹿市民会館条例				第15条第1項	
基準規定	①	鈴鹿市民会館条例			第15条第1項	
	②					
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	令和7年4月24日	最終更新日	令和7年4月24日
	非公開該当		未設定理由			
	※ 基準規定(参考)					
	(利用許可の取消し等)					
	第15条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、利用許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは利用の条件を変更することができる。					
	(1) 第9条各号のいずれかに該当するに至ったとき。					
	(2)～(5) 略					
	※ 参考					
	鈴鹿市民会館条例					
	(利用許可の基準)					
第9条 指定管理者は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、施設等の利用を許可することができる。						
(1) 公益又は公安を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。						
・催事の内容が、犯罪又は違法行為の教唆、権利の侵害、人種や信仰等に係る差別を助長するおそれがあると認められる場合						
(2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。						
(3) 暴力排除の趣旨に反するおそれがあると認められるとき。						
(4) 会館の管理運営上支障があると認められるとき。						
・催事の内容が、騒音、振動、悪臭等を発生させるもので、これらに対する対策が不十分であると認められる場合						
・催事の内容が、利用者、近隣住民等の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合						
・入場者数が施設の収容定員を超過することが予想される等、消防法上危険であると認められる場合						
・催事の内容が、当該催事終了後の清掃、直後の利用に支障を来すおそれがあると認められる場合						
・入館及び退館の時間、特別設備等の設置方法、市民会館の設備及び備品の使用について、施設管理者の指示に従わないおそれがあると認められる場合						
(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を不相当と認めるとき。						
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	聴聞					
備考						

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	3141004	処分名	利用許可の取消し等			
区分	不利益処分・条例	処分権者	指定管理者			
担当部署	部 文化スポーツ部	課 文化振興課				
根拠規定	鈴鹿市文化会館条例				第15条	
基準規定	①	鈴鹿市文化会館条例			第15条	
	②					
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月15日	最終更新日	令和7年4月24日
	非公開該当		未設定理由			
	※ 基準規定(参考)					
	(利用許可の取消し等)					
	第15条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは利用の条件を変更することができる。					
	(1) 第9条各号のいずれかに該当するに至ったとき。					
	(2)～(5) 略					
	※ 参考					
	鈴鹿市文化会館条例					
	(利用許可の基準)					
第9条 指定管理者は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、施設等の利用を許可することができる。						
(1) 公益又は公安を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。						
・催事の内容が、犯罪又は違法行為の教唆、権利の侵害、人種や信仰等に係る差別を助長するおそれがあると認められる場合						
(2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。						
(3) 暴力排除の趣旨に反するおそれがあると認められるとき。						
(4) 会館の管理運営上支障があると認められるとき。						
・催事の内容が、騒音、振動、悪臭等を発生させるもので、これらに対する対策が不十分であると認められる場合						
・催事の内容が、利用者、近隣住民等の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合						
・入場者数が施設の収容定員を超過することが予想される等、消防法上危険であると認められる場合						
・催事の内容が、当該催事終了後の清掃、直後の利用に支障を来すおそれがあると認められる場合						
・入館及び退館の時間、特別設備等の設置方法、文化会館の設備及び備品の使用について、施設管理者の指示に従わないおそれがあると認められる場合						
(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を不適当と認めるとき。						
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	聴聞					
備考						

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	3142002	処分名	使用許可の取消し等				
区分	不利益処分・条例	処分権者	指定管理者				
担当部署	部 文化スポーツ部	課 文化財課					
根拠規定	佐佐木信綱記念館条例				第11条第1項		
基準規定	①	佐佐木信綱記念館条例			第11条第1項		
	②	鈴鹿市暴力団排除条例			第9条		
	③						
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日	
	非公開該当		未設定理由				
	○佐佐木信綱記念館条例 (許可の取消し等) 第11条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用の条件を変更することができる。 (1) 使用者がこの条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。 (2) 使用者が使用の許可の条件又は目的に違反したとき。 (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。 (4) 第7条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めたとき。 2 略 ○鈴鹿市暴力団排除条例 (公の施設の利用における制限) 第9条 市長若しくは市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下この条において同じ。)の利用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の利用の許可をした場合において、当該利用が暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の利用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。						
	標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
		期間					
聴聞等	聴聞						
備考							

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	3142003	処分名	資料の特別利用許可の取消し等			
区分	不利益処分・条例	処分権者	教育委員会			
担当部署	部 文化スポーツ部	課 文化財課				
根拠規定	佐佐木信綱記念館条例				第11条	
基準規定	①	佐佐木信綱記念館条例			第11条	
	②	鈴鹿市暴力団排除条例			第9条	
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日
	非公開該当		未設定理由			
	○佐佐木信綱記念館条例 (許可の取消し等) 第11条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用の条件を変更することができる。 (1) 使用者がこの条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。 (2) 使用者が使用の許可の条件又は目的に違反したとき。 (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。 (4) 第7条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めたとき。 2 前項の規定は、第6条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)に準用する。この場合において、前項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「使用者」とあるのは「第6条第1項の許可を受けた者」と、「使用の」とあるのは「資料の特別利用の」と、「使用を」とあるのは「資料の特別利用を」と、同項第4号中「第7条第1項各号」とあるのは「第7条第2項の規定において準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。					
	○鈴鹿市暴力団排除条例 (公の施設の利用における制限) 第9条 市長若しくは市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下この条において同じ。)の利用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の利用の許可をした場合において、当該利用が暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の利用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。					
	標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日
	期間					
聴聞等	聴聞					
備考						

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	3142005	処分名	許可の取消し等				
区分	不利益処分・条例	処分権者	教育委員会				
担当部署	部 文化スポーツ部	課 文化財課					
根拠規定	鈴鹿市資料館条例			第10条第1項			
基準規定	①	鈴鹿市資料館条例			第10条第1項		
	②	鈴鹿市暴力団排除条例			第9条		
	③						
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日	
	非公開該当		未設定理由				
	○鈴鹿市資料館条例 (許可の取消し等) 第10条 教育委員会は、前条の許可を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は閲覧若しくは利用を停止することができる。 (1) 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。 (2) 許可を受けた目的に反して、閲覧又は利用をしたとき。 (3) この条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障をきたすおそれのあるとき。 2 略 ○鈴鹿市暴力団排除条例 (公の施設の利用における制限) 第9条 市長若しくは市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下この条において同じ。)の利用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の利用の許可をした場合において、当該利用が暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の利用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。						
	標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
		期間					
聴聞等	聴聞						
備考	資料館の管理は指定管理者によるが、資料の利用許可等は教育委員会による。						

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	3142007	処分名	許可の取消し等			
区分	不利益処分・条例	処分権者	教育委員会			
担当部署	部 文化スポーツ部	課 文化財課				
根拠規定	鈴鹿市考古博物館条例			第7条第2項		
基準規定	①	鈴鹿市考古博物館条例			第7条第2項	
	②					
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日
	非公開該当		未設定理由			
	○鈴鹿市考古博物館条例 第7条 2 鈴鹿市教育委員会は、鈴鹿市考古博物館条例第6条第1項又は第2項の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は使用若しくは特別利用を停止することができる。 (1) 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。 (2) 許可を受けた目的に反して、使用し、又は特別利用をしたとき。 (3) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障をきたすおそれのあるとき。					
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	聴聞					
備考						

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	3143001		処分名	使用許可の取消し等		
区分	不利益処分・条例	処分権者	その他	市長又は指定管理者		
担当部署	部	文化スポーツ部	課	スポーツ課		
根拠規定	鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例				第9条	
基準規定	①	鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例			第9条	
	②	鈴鹿市暴力団排除条例			第9条	
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月25日
	非公開該当		未設定理由			
	(使用許可の取消し等)					
	第9条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用条件を変更することができる。 (1) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (2) 使用者が、使用許可の条件に違反したとき。 (3) 使用許可の申請に偽りがあつたとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長又は指定管理者において必要があると認めたとき。 (具体例: 災害等で施設を安全に利用できなくなったとき。実施予定の工事の工期に被ってしまったとき。)					
	(公の施設の利用における制限)					
第9条 市長若しくは市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下この条において同じ。)の利用の許可の申請があつた場合又は当該公の施設の利用の許可をした場合において、当該利用が暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の利用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。						
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	聴聞					
備考						

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	3144001	処分名	図書館施設の使用の許可の取消し			
区分	不利益処分・条例	処分権者	教育委員会			
担当部署	部 文化スポーツ部	課	図書館			
根拠規定	鈴鹿市立図書館条例				第9条	
基準規定	①	鈴鹿市立図書館条例			第4条, 第9条	
	②					
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月24日	最終更新日	令和3年3月24日
	非公開該当		未設定理由			
	教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。 (1) 暴力団(鈴鹿市暴力団排除条例(平成23年鈴鹿市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)を利することとなると認めるとき。 (2) 公益又は公安を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (3) 主として物品の販売その他これに類する行為を行うと認めるとき。 (4) 図書館の施設(設備を含む。以下同じ。)を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (5) 管理運営上支障を来すおそれがあると認めるとき。 (6) この条例又はこれに基づく規則に違反すると認めるとき。 (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めるとき。 ⇒上記の具体例として、営利法人等の会議 (8) 使用の許可の条件に違反すると認めたとき。 (9) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたと認めたとき。					
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	聴聞					
備考						